

## EPO-USPTO, 特許審査ハイウェイの試行期間を延長

2010年9月14日

JETRO テックセルトリアルセンター

欧州特許庁 (EPO) は、9月13日、米国特許商標庁 (USPTO) との特許審査ハイウェイ (PPH; Patent Prosecution Highway) の試行期間を2012年1月28日まで延長する旨プレスリリースを行った。

両庁は2008年9月29日に特許審査ハイウェイの試行を開始しており、今回で2回目の期間延長となる。また、2009年11月に京都で開催された三極長官会合において、EPO、日本国特許庁 (JPO)、USPTO の三庁は、2010年1月29日より、パリ優先権主張を伴う出願だけでなく、PCT出願の国際段階の成果物 (国際調査報告 (ISR) や見解書 (WO)、国際予備審査報告 (IPER)) を利用して PPH の申請を可能とする「PCT-PPH」についても合意している。

JPO が提供している PPH ポータルサイトによれば、これまでの利用件数は、EPO→USPTO : 30 件 (2010年1月末現在)、USPTO→EPO : 18 件。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

[Extension of the Patent Prosecution Highway Pilot Programme between the European Patent Office and the United States Patent and Trademark Office](#)

— 三極特許庁間の PCT-PPH の合意については、以下参照 —

[欧州知的財産ニュース 2009年11～12月号 \(vol. 35\)](#)

— PPH ポータルサイトは、以下参照 —

[PPH Portal Web Site](#)

(以上)